

お客様各位

J Aバンク香川

**J Aキャッシュサービスご利用明細票の取引金額等の一部非表示化、  
現金自動貯金機専用通帳の廃止およびJ Aキャッシュカード規定等の一部改正について**

平素よりJ Aバンク香川をご利用いただきありがとうございます。

- J Aキャッシュサービスご利用明細票の取引金額等の一部非表示化について  
貯金口座への入金およびカードローン約定返済型における任意返済の際の入金取引にかかるJ Aキャッシュサービスご利用明細票につきまして、平成24年8月1日よりお取引金額等の一部項目を非表示とさせていただきます。

**変 更 前**

J Aキャッシュサービス									
ご利用明細票									
<small>毎度ご利用いただきありがとうございます。ご利用の明細は下記の通りでございます。どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。</small>									
取引金融機関・店 12349001		取扱金融機関・店 4321001		機番 11	取扱番号 0055				
お取扱日 24-06-01				口座番号等 012345672211A					
万	5千	2千	お取引内容						
1	1		お預入れ						
500	100	50	お取引金額						
10	5	1	¥15,000						
手数料 <small>(預金時)</small>		お取引後残高							
お釣り		¥123,000							
取引時刻 12:30								ページ 8	

➔

**変 更 後**

J Aキャッシュサービス									
ご利用明細票									
<small>毎度ご利用いただきありがとうございます。ご利用の明細は下記の通りでございます。どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。</small>									
取引金融機関・店 12349001		取扱金融機関・店 4321001		機番 11	取扱番号 0055				
お取扱日 24-08-01				口座番号等 0*****672211A					
万	5千	2千	お取引内容						
***	***	***	***						
500	100	50	お取引金額						
***	***	***	*****						
10	5	1	*****						
手数料 <small>(預金時)</small>		お取引後残高							
お釣り		¥123,000							
取引時刻 12:30								ページ 8	

\*印紙税申告納\*

\*納税\*\*\*\*\*

\*税務署承認済\*

印紙税を納付しない場合は  
税務署名を印字しません

\*印紙税申告納\*

\*納税\*\*\*\*\*

\*税務署承認済\*

印紙税を納付しない場合は  
「\*」印で消えています。

- 現金自動貯金機専用通帳の廃止について  
平成24年8月1日よりご利用明細票の綴り込みをお願いしています「現金自動貯金機専用通帳」を廃止させていただきます。
- J Aキャッシュカード規定等の一部改正について  
「現金自動貯金機専用通帳」の廃止に伴い一部改正を行います。詳細については、以下の改正内容(新旧対照表)をご覧ください。

(1) 改正対象規定

- ① JA キャッシュカード<sup>®</sup>規定兼JA ローンカード<sup>®</sup> (キャッシュカード<sup>®</sup>) 規定
- ② JA キャッシュカード<sup>®</sup>規定兼JA ローンカード<sup>®</sup> (キャッシュカード<sup>®</sup>) 規定【IC カード<sup>®</sup>用】
- ③ JA キャッシュカード<sup>®</sup>規定兼JA ローンカード<sup>®</sup> (キャッシュカード<sup>®</sup>) 規定<普通貯金無利息型>
- ④ JA キャッシュカード<sup>®</sup>規定兼JA ローンカード<sup>®</sup> (キャッシュカード<sup>®</sup>)規定<普通貯金無利息型>【IC カード<sup>®</sup>用】
- ⑤ JA 法人キャッシュカード<sup>®</sup>規定
- ⑥ JA 法人キャッシュカード<sup>®</sup>規定<普通貯金無利息型>
- ⑦ JA 法人キャッシュカード<sup>®</sup>規定【IC カード<sup>®</sup>用】
- ⑧ JA 法人キャッシュカード<sup>®</sup>規定<普通貯金無利息型>【IC カード<sup>®</sup>用】

(2) 改正内容 (新旧対照表)

改正後	改正前
2. (貯金機による入金) (1) ~ (2) (省略) 削除	2. (貯金機による入金) (1) ~ (2) (省略) (3) <u>当該貯金口座について初めてカードによる預入れがあったときは、「JAキャッシュサービス現金自動貯金機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行いたしますので、「JAキャッシュサービスご利用明細票」を綴り込んで保管してください。</u>

(3) 実施日

平成24年8月1日

ご不明な点は最寄りのJA窓口までお問い合わせください。

今後ともサービスの充実に努めて参りますので、変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。